

時効中断効の付与に係る制度案（骨子）の比較

	A案（個別労働型）	B案（特別催告）	B案
基本的な考え方	民事調停等に準ずるADRに対する申立てを訴え提起と同視	ADR合意及びADR実施合意があるADR手続上の請求としての催告について、提訴猶予期間を一定限度で延長	催告の提訴猶予期間を、その満了時にADR手続が進行中であれば、一定限度で延長
時効中断事由	訴えの提起	ADR手続上の請求（上記各合意がある場合）	催告（ADR手続上の請求としてされたもの又はADR手続の申立前にされ、後にADR手続の目的とされたもの）
中断効の発生時点	ADR申立ての時（申立ての時＝訴え提起の時とみなす）	ADR手続上の請求の時	請求（催告）の時
ADR終了から提訴までの期間制限	ADR手続終了から1か月以内	ADR手続終了から1か月以内	ADR手続終了から1か月以内
から提訴までの期間制限	なし	最長1年	最長1年
請求の同一性の要否	必要	必要	必要
請求（申立て）到達の要否	必要	必要	請求（催告）の到達が必要
の到達期限	本来の時効期間満了後でもよいが、申立後遅滞なく到達する必要	本来の時効期間満了前に到達する必要	請求（催告）自体は、本来の時効期間満了前に到達する必要
ADR合意の要否（紛争当事者のADR手続上の請求を目的としてADR手続により紛争解決を図る旨の合意）	不要	請求時において必要	請求（催告）時には不要であるが、民法153条適用後の時効期間満了時において必要
ADR実施合意の要否（紛争当事者双方とADR実施者との間のADR手続上の請求を目的としてADR手続を行い、紛争解決を図る旨の合意）	申立て後、遅滞なき時点において、請求者とADR提供者間で必要	請求時において、両当事者とADR実施者間で必要	請求（催告）時には不要であるが、民法153条適用後の時効期間満了時において、両当事者とADR実施者との間で必要
、の合意の解除権の要否		必要	必要
、の書面性の要否		必要	不要
ADRの適格性	<公的機関による認定> 実効性のある紛争解決機能（＝主宰者、手続、事務処理基準）	なし	<裁判所による確認> 主宰者を限定（＝弁護士又は弁護士と共同）